

経済産業省

20170315貿局第2号
輸出注意事項29第8号
経済産業省貿易経済協力局

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成29年4月7日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部改正について

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」(平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成29年6月1日から施行する。

○特定有害廃棄物等の輸出承認について（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号）

改正後	現行
<p>1～2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類 経済協力開発機構の加盟国（以下「OECD加盟国」という。）向けであって、OECD省令に掲げるもの（<u>鉛蓄電池（破碎されているか否かを問わない。）（以下「鉛蓄電池」という。）を除く。</u>）の輸出の場合、<u>OECD省令に掲げるもの（鉛蓄電池に限る。）の輸出の場合及び経済協力開発機構の非加盟国（以下「OECD非加盟国」という。）向け又はOECD加盟国向けであってOECD省令に該当しないものの輸出の場合において提出書類が異なる。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>OECD加盟国向けの場合（OECD省令に掲げるもの（鉛蓄電池を除く。）に限る。）</u> 申請者、輸入者、運搬者及び処分者間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し 各1通</p> <p>③ <u>OECD加盟国向けの場合（OECD省令に掲げるもの（鉛蓄電池に限る。）に限る。）</u> <u>イ 申請者、運搬者及び処分者が輸出、運搬又は処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有することを証する次の書類（申請日の前年度のもの）各1通</u> <u>i 申請者にあつては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置を実施する際の経費に関する見積もり等を示す書類</u> <u>ii 運搬者又は処分者にあつては、資本金、売上高等に関する書類</u> <u>ロ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者間の契約書、又は当該鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬</u></p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類 経済協力開発機構の加盟国（以下「OECD加盟国」という。）向けであつて、OECD省令に掲げるものの輸出の場合と経済協力開発機構の非加盟国（以下「OECD非加盟国」という。）向け又はOECD加盟国向けであつてOECD省令に該当しないものの輸出の場合において提出書類が異なる。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>OECD加盟国向けの場合（OECD省令に掲げる物に限る。）</u> 申請者、輸入者、運搬者及び処分者間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し 各1通</p> <p><u>(新設)</u></p>

又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。

の写し 各1通

ハ 輸入国又は OECD 加盟国である通過国が鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類の写し 1通

ニ 鉛蓄電池の処分（鉛蓄電池の処分に伴って生じる残滓の処分を含む。）に関する次の書類 各1通

i 処分のための施設の種類、設置場所、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画、過去の実績

ii 処分のための施設の構造の平面図、立面図、断面図及び設計計算書（最終処分場にあつては、周辺の地形、地質、地下水の状況を示す書類）

iii 処分者又は処分のための施設に対する公的な許可等の書類がある場合は当該書類

iv 特別な取扱いの指示

ホ 輸入国における鉛蓄電池の処分（鉛蓄電池の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。）に関する規制及び環境保全対策に関する次の書類 各1通

i 輸入国における環境関連規制の遵守の状況

ii 大気汚染防止対策（排ガスの処理方法、排ガスの量及び性状）、水質汚濁防止対策（排水の処理方法、排水の量及び性状、放流の方法、放流先の水質の状況）等の環境保全対策

iii その他の環境保全上の対策であつて、環境保全上適正な方法で処分されると処分者（処分に伴って生じたものの処分者を含む。）が評価している根拠となる情報

④ OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けであつて OECD 省令に該当しないもの場合

イ～チ（略）

4 輸出の承認

(1) 上記2に規定する貨物（OECD 省令に掲げるもの（鉛蓄電池を除く。）に限る。）の OECD 加盟国向けの輸出承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から③までに該当する場合に限り、行うものとする。

③ OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けであつて OECD 省令に該当しないもの場合

イ～チ（略）

4 輸出の承認

(1) 上記2に規定する貨物（OECD 省令に掲げる物に限る。）の OECD 加盟国向けの輸出承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から③までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 特定有害廃棄物等の輸出について輸入国及び OECD 加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、輸入国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸入国及び OECD 加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

②・③ （略）

- (2) 上記2に規定する貨物（OECD 省令に掲げるもの（鉛蓄電池に限る。）に限る。）の OECD 加盟国向けの輸出承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該鉛蓄電池の輸出が次の①から⑤までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、鉛蓄電池のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 鉛蓄電池の輸出について輸入国及び OECD 加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、輸入国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸入国及び OECD 加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

- ② 当該鉛蓄電池の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。

（当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）

- ③ 輸入国又は OECD 加盟国である通過国が鉛蓄電池の輸入又は運搬について保険、

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 特定有害廃棄物等の輸出について輸入国及び OECD 加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、OECD 省令第2号に掲げる物の輸出に関しては、輸入国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸入国及び OECD 加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

②・③ （略）

(新設)

供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。輸入国又は OECD 加盟国である通過国が当該保証を義務付けない場合であっては、申請者が鉛蓄電池の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。

④ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

⑤ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(3) 上記2に規定する貨物の OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けであって OECD 省令に該当しないものの輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から⑨までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

①～⑨ (略)

5 (略)

(2) 上記2に規定する貨物の OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けであって OECD 省令に該当しないものの輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から⑨までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

①～⑨ (略)

5 (略)